

平成十四年三月一日受領
答弁第三四号

内閣衆質一五四第三四号

平成十四年三月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出平成十四年一月二四日夜の外務省職員、国会議員等参加の二つの会合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出平成十四年一月二四日夜の外務省職員、国会議員等参加の二つの会合に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「二つの会合」とは、平成十四年一月二十四日夜に松岡利勝衆議院議員（以下「松岡議員」という。）と吉田六左工門衆議院議員（以下「吉田議員」という。）が主催した会合（以下「大使館問題に関する会合」という。）と鈴木宗男衆議院議員（以下「鈴木議員」という。）がアフガニスタン復興支援国際会議の関係者を慰労するために主催した会合（以下「国際会議関係者慰労会」という。）を指すものと考えられる。

大使館問題に関する会合には、松岡議員及び吉田議員のほか、駐日シリア・アラブ共和国臨時代理大使、その通訳及び同国側の関係者の民間人二名、小町恭士外務省大臣官房長（以下「小町官房長」という。）並びに重家俊範外務省中東アフリカ局長（以下「重家局長」という。）が出席していたと承知している。ただし、吉田議員については、小町官房長、重家局長がそれぞれ到着したときには既に退席しており、また、午後十一時半過ぎに、鈴木議員等があいさつに訪れたと承知している。国際会議関係者慰労会には、

鈴木議員、上村司外務省総合外交政策局総務課企画官（当時）、沼田幹男外務省大臣官房総務課企画官兼経済協力局技術協力課首席事務官（当時）、ブラヒミ・アフガニスタン問題担当国際連合事務総長特別代表の秘書役を務めていた在ウズベキスタン大使館一等書記官高橋博史（以下「高橋書記官」という。）及び鈴木議員の私設秘書が出席し、散会間際の午後十一時半ごろに、粗信仁外務省大臣官房参事官（国会担当）と谷崎泰明外務省大臣官房総務課長が高橋書記官に会うために合流したと承知している。

二について

いずれも国会議員が主催した会合であり、名称があつたとは承知していない。

三について

大使館問題に関する会合の開催場所は、東京都港区赤坂五丁目所在の日本料理店であり、開始時刻は承知していないが、小町官房長が同店に到着したのが午後九時半ごろ、重家局長が同店に到着したのが午後十時半ごろであり、終了時刻が午後十一時五十分ごろであつたと承知している。国際会議関係者慰労会の開催場所は、同区赤坂五丁目所在のステーキ店であり、開始時刻が午後八時ごろ、終了時刻が午後十一時半ごろであつたと承知している。

四について

大使館問題に関する会合については、松岡議員が支払ったと承知している。また、国際会議関係者慰労会については、鈴木議員が支払ったと承知している。

五について

大使館問題に関する会合では、在本邦シリア・アラブ共和国大使館が賃借権を有すると主張していた建物を競落した民間会社が、東京地方裁判所の引渡命令に基づき、平成十三年十二月十九日、同建物の引渡しを受けた件について、小町官房長及び重家局長が、その経緯及び事実関係を説明したと承知している。

また、国際会議関係者慰労会においては、鈴木議員が、ブラヒミ・アフガニスタン問題担当国際連合事務総長特別代表の秘書役を務めた高橋書記官等の労をねぎらったと承知している。

六及び七について

大使館問題に関する会合への外務省職員の出席は、国会議員の求めに応じて外務省の所掌する事務に属する事柄について国会議員等に対し説明をしたものであり、公務と考えているが、国際会議関係者慰労会への出席は公務とは言い難いと考えている。

八から一〇までについて

大使館問題に関する会合又は国際会議関係者慰労会に出席した外務省職員のうち、小町官房長及び重家局長については、その立場にかんがみ、外務大臣において、本年二月十五日、文書をもって今後十分に注意するよう申し渡したところである。

同文書は、両名それぞれに対し、大使館問題に関する会合に出席したことについて、国民の外務省に対する信頼を回復することが非常に重要な時期にあるにもかかわらず、結果として国民の誤解を招くことになったことは極めて遺憾であり、今後このようなことが起こらないよう十分注意するよう求めたものである。

そのほかの外務省職員の出席者については、それぞれの上司等から口頭で注意したところである。

一一について

一についてで述べた「民間人二名」の氏名等については、これを公にすることにつきシリア・アラブ共和国側の了解が得られず、同国との信頼関係を損なうおそれがあることから、答弁することは差し控えた。